

## ぜんつうじ物価高騰支援券配布事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ぜんつうじ物価高騰支援券（以下「支援券」という。）を交付することにより、物価高騰の長期化に直面する市民及び事業者を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象者 令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日の翌日から令和8年1月5日までの間に市の住民基本台帳に記録された者を含む。）又は基準日において市長が認める特別な理由により市に現に居住する者をいう。
- (2) 受取権者 交付対象者の属する世帯の世帯主をいう。
- (3) 特定取引 支援券が対価の弁済手段として利用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 取扱店舗 特定取引を行い、当該特定取引の対価として利用された支援券の換金を申し出ができる者として市に登録された店舗をいう。
- (5) 取次金融機関 取扱店舗から換金の申出のあった支援券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

### (支援券の額等)

第3条 支援券の額は、1枚当たり額面1,000円とする。

- 2 支援券は、10枚を1冊につづり込むものとする。
- 3 支援券は、交付対象者1人につき1冊を交付するものとする。

### (支援券の利用範囲等)

第4条 支援券は、取扱店舗との間における特定取引においてのみ利用することができる。

- 2 支援券の利用期間は、令和8年4月1日から同年10月31日までとする。
- 3 特定取引の金額が、利用された支援券の合計額を下回るときは、差額の釣銭は支払うことができない。

- 4 支援券は、交換し、譲渡し、又は売買してはならない。
- 5 支援券は、交付された受取権者又は当該受取権者の属する世帯の交付対象者若しくはその代理人に限り利用することができる。
- 6 特定取引は、次に掲げる取引以外の取引とする。
  - (1) 現金との換金又は金融機関への預入れ
  - (2) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る取引
  - (3) ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペードカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他換金性の高い物品の購入
  - (4) 株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入
  - (5) たばこの購入
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条（第1項第1号を除く。）に規定する営業に係る役務の提供

- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、商品仕入等の購入
- (8) 国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する取引

（支援券の交付）

第5条 市長は、受取権者に対し、受取権者の世帯に属する交付対象者全員分の支援券に、氏名、住所、送付冊数等を記載した支援券送付状を添えて郵送するものとする。

- 2 基準日において受取権者以外の交付対象者が世帯にいない受取権者（以下「単身受取権者」という。）が、支援券を郵送する時点において国外に転出している場合は、当該受取権者に対し、支援券は交付しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、別に定める方法により、受取権者の世帯に属する交付対象者が、受取権者に代わり支援券の交付を受ける者として市長に届け出ている場合は、当該交付対象者に対し、第1項の規定に準じて支援券を郵送するものとする。  
（支援券の郵送によらない交付等）

第6条 受取権者又は交付対象者（この条において「受取権者等」という。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、ぜんつうじ物価高騰支援券交付等申請書兼受領証（別記様式）により交付を申請することができる。

- (1) 支援券を郵送にて受け取ることができなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該受取権者等に対し、支援券を交付する。
- 3 前項の規定に基づき支援券の交付を受けた受取権者等は、市長に提出したぜんつうじ物価高騰支援券交付等申請書兼受領証の受領者氏名欄に署名しなければならない。  
(受取権者が死亡した場合の取扱い)

第7条 受取権者（単身受取権者を除く。）が基準日以降に死亡した場合は、当該受取権者の世帯に属する交付対象者であって、新たに当該世帯の世帯主となった者を受取権者とする。

- 2 単身受取権者が基準日以降に死亡した場合は、受取権者の相続人を受取権者とする。  
(取扱店舗の登録等)

第8条 市長は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗事務取扱要項（令和7年善通寺市告示第171号。以下「事務取扱要項」という。）に定めるところにより、取扱店舗を募集し、応募した取扱店舗を登録の上、当該取扱店舗に取扱店舗登録証明書を交付する。

- 2 市内の事業協同組合等は、その構成員である店舗に代わって、前項の応募をすることができる。

(取扱店舗の責務)

第9条 取扱店舗は、事務取扱要項に定めるものほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において支援券の利用を拒んではならないこと。
  - (2) 支援券を交換し、譲渡し、及び売買してはならないこと。
  - (3) 市長と適切な連携体制を構築すること。
- 2 市長は、取扱店舗が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該取扱店舗の登録を取り消すことができる。

(支援券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引において支援券が利用された場合は、利用された支援券を有する取扱店舗に対し、当該支援券の額面に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱店舗は、市長が指定する取次金融機関に、第8条第1項の規定により交付された取扱店舗登録証明書を提示するとともに、利用された支援券を提出して、令和8年12月25日までに換金を申し出なければならない。
- 3 換金の方法は、取扱店舗の預金口座への振込によるものとする。

(支援券に関する周知等)

第11条 市長は、ぜんつうじ物価高騰支援券配布事業の実施に当たり、交付対象者及び受取権者の要件並びに事業の概要について、広報紙への掲載その他の方法により住民への周知を行う。

(不当利益の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支援券の交付を受け、又は利用したと認めるときは、当該支援券の交付を受けた者（以下「返還対象者」という。）に対し、当該支援券又は当該支援券の額面に相当する額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 市長は、返還対象者が交付された支援券の一部又は全部を利用している場合は、当該返還対象者に対し、利用した支援券の額面に相当する額の金銭の返還を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、利用されていない支援券があるときは、市長は、返還対象者に対し、当該支援券の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ぜんつうじ物価高騰支援券配布事業の実施に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 (この告示の失効)  
この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

ぜんつうじ物価高騰支援券交付等申請書兼受領証

普通寺市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

ぜんつうじ物価高騰支援券配布事業実施要綱第6条第1項の規定により、ぜんつうじ物価高騰支援券の交付を申請します。

支援券交付対象者

No.	氏 名	申請者との続柄	生年月日	住所 (R7.12.1 時点)
1				
2				
3				
4				
5				
6				

令和 年 月 日上記交付対象者分のぜんつうじ物価高騰支援券を受領しました。

受領者氏名（自署）

※ 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要です。なお、顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳等、複数の本人確認書類の提示が必要です。

※ 状況により、事情確認書類の提出又は提示を求めることがあります。